

処 分 基 準

基準の名称	県営土地改良事業における延滞金の徴収基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
県営土地改良事業分担金 徴収条例	第6条	県営土地改良事業における延滞 金の徴収
基 準 の 内 容		
<p>分担金を納期限内に納めなかった場合、年10.75%の割合で計算した延滞金を徴収する。</p>		